

意見を聴こうとする事項：（1）及び（2）

ペルー産ヨーロッパぶどうの生果実の輸入 解禁について

（植物防疫法施行規則の一部改正案及びペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティス・ウニフェラに限る。）の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の制定に関する公聴会）

全体総括説明

令和5年2月

農林水産省

消費・安全局植物防疫課

植物防疫法（抜粋）

第一条（法律の目的）

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

（中略）

第七条（輸入の禁止）

何人も、次に掲げる物（以下「輸入禁止品」という。）を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの

（以下略）

植物防疫法施行規則（抜粋）

第九条（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

法第七条〔輸入の禁止〕第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

- 一 別表二に掲げる地域及び植物

（以下略）

植物検疫における輸入解禁について

輸出国が、輸入禁止の理由となる検疫有害動植物の我が国への侵入を
 確実に防止できる検疫措置を実施



輸入解禁

(参考) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (WTO/SPS協定)
 第2条 基本的な権利及び義務 第2項

加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、……、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

検疫措置の例

【消毒】

- ・低温処理 (ぶどうなど)
- ・蒸熱処理 (マンゴウ、パパイヤなど)
- ・臭化メチルくん蒸 (さくらんぼなど)

【病害虫無発生地域】

- ・中国産メロン、かぼちゃ
 - ・豪州産カンキツ属
- など

【複数措置の組合せ】

- ・NZ産、豪州産、米国産 さくらんぼ
- など

など

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（WTO/SPS協定（抜粋））

第3条 措置の調和

1 加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、…国際基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。

国際植物防疫条約（IPPC）（抜粋）

第十条 基準

1 締約国は、委員会によって採択される手続きに従い、国際基準の策定に協力することを合意する。

2 国際基準は、委員会によって採択される。

第十一条 委員会

1 締約国は、F A Oの枠組みにおいて植物検疫措置に関する委員会を設置することを合意する。

2 委員会の任務は、この条約の目的の十分な達成を促進することであるものとし、特に次のとおりとする。

(b)国際基準の策定及び採択のために必要な制度上の措置及び手続を制定し、及び常時検討し、並びに国際基準を採択すること。

ペルー産ヨーロッパぶどうの生果実の輸入解禁 について

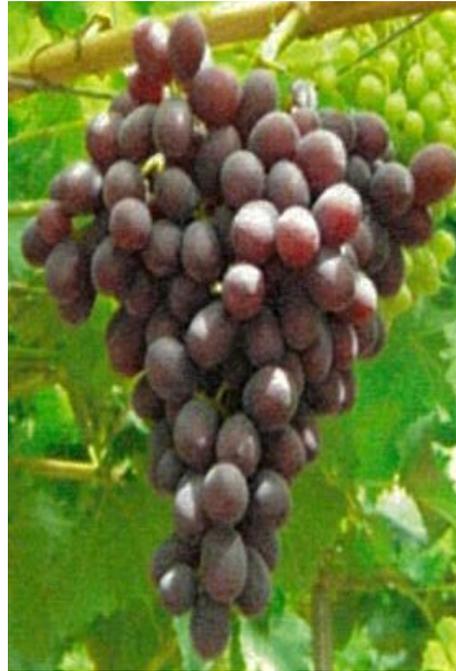
ヨーロッパぶどう (*Vitis vinifera*) の生果実について

輸入解禁対象となる主な品種例



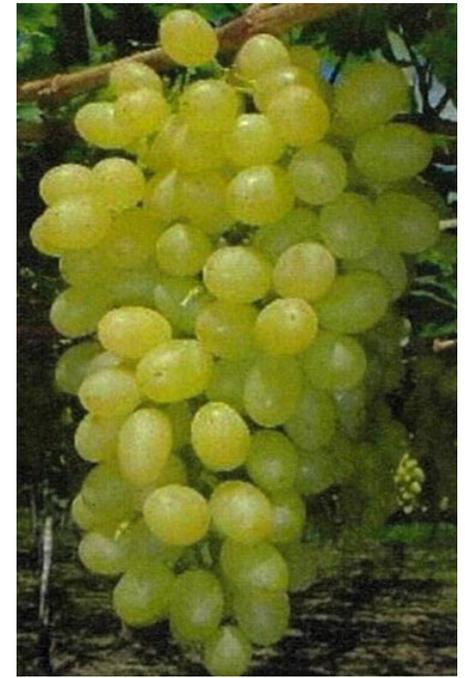
レッドグローブ種

果形：円形
果実：種子あり
果皮：赤色で厚い
果粒の重さ：10～14g



クリムソンシードレス種

果形：円形
果実：種子なし
果皮：赤色で薄い
果粒の重さ：4～7g



トムソンシードレス種

果形：長楕円形
果実：種子なし
果皮：黄緑色で薄い
果粒の重さ：4～7g

植物防疫法施行規則別表第二（第九条関係）

（抜粋）

省令改正の概要（改正案）

地域	植物	備考 （対象とする検疫有害動植物）
<p>一 イエメン、（中略）、ペルー、（以下略）</p>	<p>アキー、（中略）、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）（以下略）</p>	<p><i>Ceratitis capitata</i>（チチエウカイミバエ）</p>
<p>二 十七（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

付表

一 七十八（略）

七十九 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ウイティス・ウイニフエラに限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

ペルー産ぶどう（ウィティス・ウィニフェラに限る。）の生果実に係る 農林水産大臣が定める基準案の概要

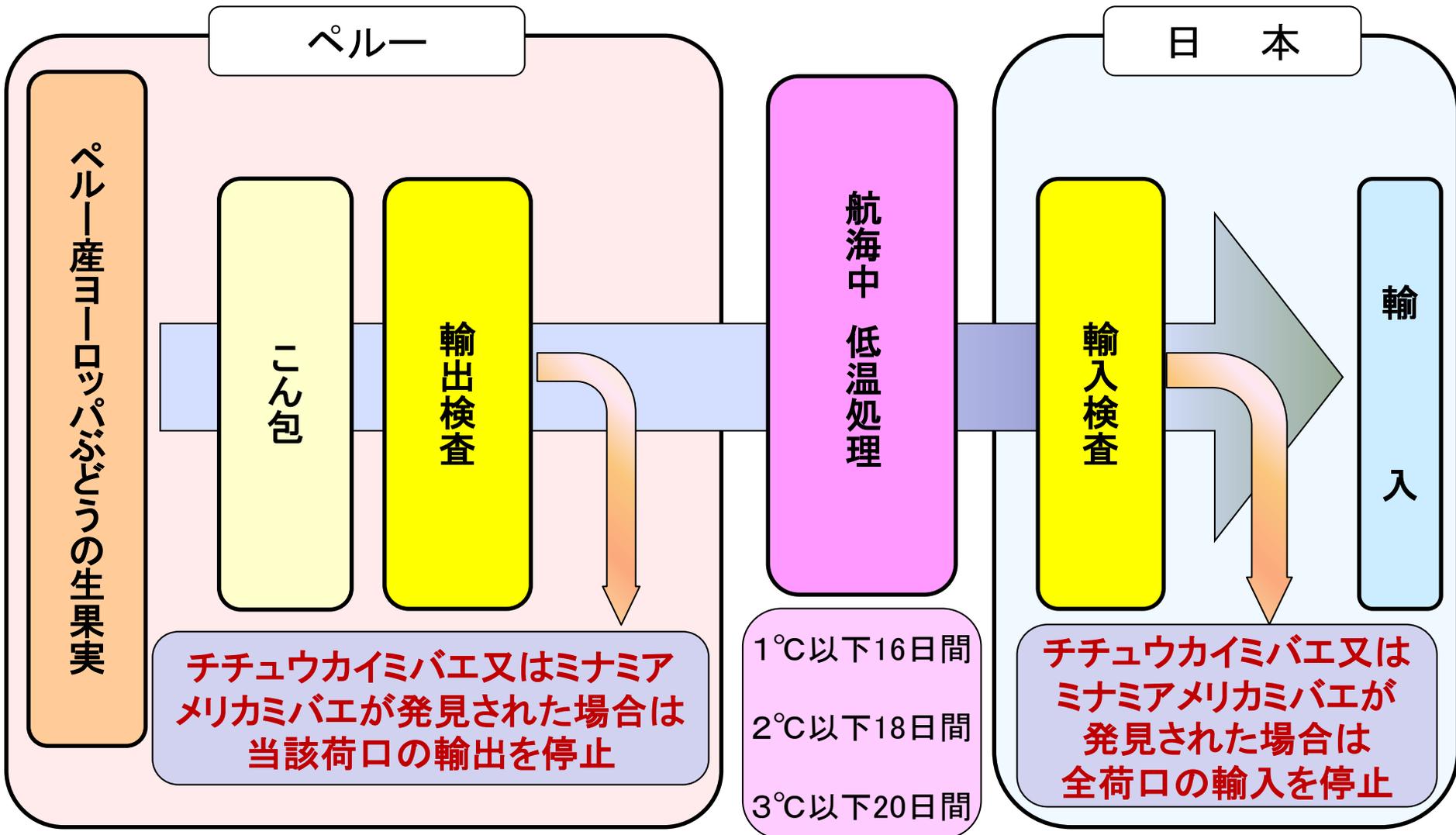
- 船積貨物として輸入されたものであること
- 各こん包への輸出植物検査終了表示及び仕向地の表示
- 低温処理コンテナの封印
- 低温処理による消毒
- ペルー植物防疫機関による輸出検査及び植物検疫証明書の発行
- 輸出検査及び消毒が的確に実施されていることを日本側植物防疫官が確認

別表二の二（第九条関係）（抜粋）

地域	植 物	基 準
二～四十四 （略）	（略）	（略）
一 アルゼンチン、（中略）、 ペルー、（以下略）	あかてつ、（中略）、ぶどう 属植物（付表第一に掲げ るものを除く）、（以下略）	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付したものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha fraterculus</i>（<i>Mt</i>） <i>Americana</i>（<i>Mt</i>）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha fraterculus</i>（<i>Mt</i>） <i>Americana</i>（<i>Mt</i>）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha fraterculus</i>（<i>Mt</i>） <i>Americana</i>（<i>Mt</i>）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>

（参考）別表二の二について

ペルー産ヨーロッパぶどうの検疫措置



・1年に1回以上、輸出検査及び消毒が的確に実施されていることを日本側とペルー側の植物防疫官が共同で確認。